

令和5年2月3日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市選挙管理委員会
委員長 中井 國芳

第20回統一地方選挙にかかる公営個人演説会の開催に伴う学
校施設等の使用について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、公職選挙法 第161条第1項では、公職の候補者は、学校、公民館、地方法共団体が管理する公会堂及び市の選挙管理委員会が指定する施設を使用して、個人演説会を開催することができる旨規定しております。

令和5年4月9日執行予定の第20回統一地方選挙におきましても、選挙運動期間中の内3月25日（土）～4月8日（土）の間、学校等の公営施設を使用して公職の候補者が個人演説会を開催することができる旨規定しております。

公職の候補者は、個人演説会を学校等で開催する場合、各区の選挙管理委員会に申出を行うこととなっており、申出があった学校は、学校の授業、研究等の本来の行事に支障がない限り、使用の許可を行うこととなっております（公職選挙法施行令第116条・第117条）。

学校施設につきましては、学校本来の行事に使用する以外に、学校施設開放等により種々の活動をされる地域の諸団体等に使用許可されることも多く、また相当以前から日程の調整をされているものと思われます。

一方、公職選挙法では、選挙運動に関して種々の制限が加えられているところですが、その中で公営施設における個人演説会等の開催は、公職の候補者等にとって有効な選挙運動のひとつとなっております。

こうしたことから、法令の趣旨をご理解の上、何卒、学校施設の個人演説会の開催についてご配慮いただきますようよろしくお願ひ申しあげます。

問合せ先 堺市選挙管理委員会事務局 （担当 新家・清瀬）
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL（072）228-7875（直通）
FAX（072）228-7883